

議員提出議案第3号

議会事務局の権能強化のため、職員の加配を求める意見書

このことについて、次のとおり、三朝町長に意見書を提出する。

令和3年6月18日

提出者	三朝町議会議員	遠藤勝太郎
賛成者	三朝町議会議員	松原成利
賛成者	三朝町議会議員	清水成眞
賛成者	三朝町議会議員	山田道治
賛成者	三朝町議会議員	福田茂樹
賛成者	三朝町議会議員	藤井克孝

議会事務局の権能強化のため、職員の加配を求める意見書

地方自治体は、いわゆる二元代表性、車の両輪として議案提案権と執行権を持つ首長部局と、議決権を持つ議会が、適度な緊張関係とバランスを保ちながら、時に議案を可決し、時にそれを修正・否決するなど、互いに連携しながら住民福祉の向上に努めている。

議会事務局は、議案の精査、議員の補佐、外部との折衝など多様な業務を担い、また、高度な専門性と地方自治法や他の法令に係る高度な法的知識が要求され、併せて執行部の事務にも通じていることが要求されている。

町では、議会事務局職員が2名と少人数で担当しており、併せて監査委員事務局を兼務していることから業務多忙が窺える。ワークライフバランス確保の観点からも、この改善が必要となる。

職員の多忙感の解消や、執行部と渡り合うだけの議会の権能(住民代表機能、監視機能)の強化、政策立案機能の強化のためには、より専門性の高い職員の増員が求められるところであり、これは、議会費の増額などによって、適切に措置される必要がある。

以上、地方自治法125条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年6月18日

鳥取県東伯郡三朝町議会